

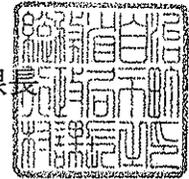


総行市第92号

平成19年5月25日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長



住民基本台帳における個人情報保護の対策について

住民基本台帳における個人情報保護の徹底については、これまでもお願いしてきているところであり、しかしながら、先般、複数の地方公共団体からデータ統合等のシステム開発を委託された事業者が、契約に反して、一部再委託を行い、再委託先事業者の従業員がデータを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、自宅パソコンからファイル交換ソフト「Winny」を介して、国民年金情報や老人保健情報などを含む個人情報が流出しました。とりわけ、ある地方公共団体においては、市町村合併に伴って、各団体が個別に整備したシステムにかかるデータを移行するに際して、ほぼ全住民の住民票に記載されている情報が、住民票コードも含め流出したところであり、誠に遺憾であります。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第36条の2の規定により、市区町村長のみならず、市区町村長から住民基本台帳に関する事務の処理の委託を受けた者は、住民基本台帳に関する事務の処理に当たっては、住民票に記載されている事項の漏えい、滅失及びき損の防止その他の住民票に記載されている事項の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされています。

各市区町村においては、個人情報保護に万全を期する必要があるため、下記事項について、必要な措置を講じられますようお願いいたします。

なお、貴職におかれては、貴都道府県内の市区町村にこの旨周知されるとともに、その徹底を図られますようお願いいたします。

記

- 1 住民基本台帳について各市区町村が個別に整備したシステムの電子計算機処理等を委託している場合にあっては、委託先事業者による無断での再委託や、従業員による

データの無断持ち出しが行われていないか、委託業務終了後のデータの返還やデータの廃棄が徹底されているかなどの観点から、外部委託契約の内容及び遵守状況の再点検を実施するとともに、必要に応じて適切な措置を講じられたいこと。

なお、外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底については、別添のとおり、総務省大臣官房総括審議官から通知（平成19年5月25日総行情第42号）がなされ、また、総務省自治行政局地域情報政策室長からも通知（平成19年5月25日総行情第43号）がなされているので、住民基本台帳担当課においては、個人情報保護対策担当課と連絡調整をしながら、対応されたいこと。

- 2 今回の事案は住民票コードを含む個人情報が流出したものであるが、自己の住民票コードについては、住民基本台帳法第30条の3に基づき、何人でも記載の変更を請求することができる場所であり、当該制度について住民へ周知徹底を図られたいこと。
- 3 合併市町村においては、合併時の旧市町村からのシステム移行に関しても、遺漏なきよう再点検を行い、必要に応じ適切な措置を講じられたいこと。
- 4 今回の事案は、各市区町村が個別に整備したシステムから個人情報が流出したものであり、住民基本台帳ネットワークシステム自体からの個人情報の流出ではないが、上記1の再点検と合わせて、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護についても、重ねて万全を期するよう対応されたいこと。

なお、都道府県においても、市区町村同様、住民基本台帳ネットワークシステムにおける個人情報保護について、万全を期するよう対応されたいこと。